

・目的

奈良県とJapan National Orchestra株式会社との文化活動の振興に関する連携協定（令和4年2月28日）

第2条（4）文化振興関連施設の活用促進に関すること

▶ 整備後における文化会館の積極的な活用の実現



・連携・協力事項

- (1) 文化会館の魅力の向上に関すること。
- (2) 文化会館における音楽活動、人材育成に関すること。
- (3) 文化会館の広報活動に関すること。
- (4) (1)～(3)を推進するため、JNO代表取締役社長反田恭平氏が文化会館の整備・運営に関し、監督的立場で助言すること。